第３回小布施町行政改革推進委員会　会議録（概要）

日　時　令和６年８月２日　午前10時00分から11時33分
会　場　小布施町役場第一会議室
出席者　大島孝司　　自治会連合会会長
　　高野　薫　　小布施まちづくり委員会副会長
　　須山秀男　　小布施町商工会会長
　　保科文秀　　八十二銀行小布施支店支店長
　　土屋成子　　小布施郵便局局長
　　畔上　洋　　前小布施町代表監査委員
　　久保田隆生　前小布施町副町長
　　小林正子　　前小布施町議会議員
　　牧　良一　　前ながの農業協同組合副組合長

事務局　田中洋友　　小布施町副町長
　　大宮　透　　企画財政課長
　　佐藤孝幸　　企画財政課財政係長
　　岡田貴大　　企画財政課企画交流係長

次　第　１　開会
　　２　あいさつ
　　３　会議事項
　　（１）公共施設の借地料について
　　（２）次回日程について
　　４　その他
　　５　閉会

（事務局）
　お疲れ様でございます。皆さまお揃いですので、第３回行政改革推進委員会を始めさせていただきたいと思います。お手元の資料に沿って進行させていただきます。

はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

（会長）

皆さん暑い中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

今日の会議では、資料を事前にお配りしておりますが、目を通していただいた方と、忙しい中で今日改めて目を通される方もいらっしゃると思います。忌憚のない意見を活発に、集中して議論していただきたいとお願い申し上げまして会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。それではここから３の会議事項に早速入らせていただきたいと思いますので、ここからの進行を、会長よろしくお願いいたします。

（会長）

それでは３番目の会議事項ということで、公共施設の借地料について資料がお手元に１、２と届いておりまして、資料１の施設一覧表は、前回の審議会からの指摘を踏まえて契約期間等の情報が追加してあります。また、前回の議論を踏まえた最終的な答申案がお手元にあろうかと思います。この二つの点についてそれぞれご意見を承りたいと思うところでございます。先に私の方からお話させてもらいますと、私は水道料金の審議委員会の委員にもなっておりまして、水道料金について、料金を上げるのか上げないのか、あるいは何％ぐらい上げるのか、また、どういったスケジュールで上げていくのかという議論をしているわけですが、今回、行政改革推進委員会に課せられているこの借地料については、考えるになかなか難しい問題です。この答申案が何か抽象的な表現になっていると思いまして、これでは審議会がお役に立てているのか、自分自身で疑問に思ってしまうところで、皆さん方はどのようにお感じになっていますでしょうか。私個人としては、もう少し踏み込んだ方がいいのか、こういった形でいいのか迷っています。こうした審議会に参加して結論まで至ったことがありませんので、どうしていいのかわかりませんが、皆さん方の率直な意見をお聞きした上で、適正で実のある案を作成していくためにはどうしたらいいか、またスピード感も踏まえながら、皆さん方のご意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

早速ですが、委員さんからご意見をお願いいたします。

（委員）

前回までの議論を経て今回この答申案をお作りいただいて拝見させていただきました。今、会長さんからは少しぼやけた感じというお話もあったのですが、強制力がないなかで、答申としては非常によくできているのではないかなという感想です。
この答申を受けて役場さんの方でどう計画的にどのように進めていくか。具体的には、計画を立てていただいて、そこに統一感があればいいのではないかと感じた次第で、私達もそれ以上にこうでなければいけないというようなことも申し上げにくいなというところがあるので、私の感想としてはそういったところです。

前回のお話でありました借地料の算定基準について、国や県などの基準を調べていただいてますでしょうか。固定資産課税標準額の６％基準について、交渉を受けた人の納得感があるかという問題があると思います。お調べいただき状況をお聞かせいただきたいと思います。

（会長）

委員さんから国や県の基準についてのお話がありました。事務局で調査をお願いします。

（事務局）

私からよろしいですか。前回第２回の会議の中でいくつかご指摘いただいて、私どもも口頭で県内何ヶ所か確認させていただいたのですが、以前令和元年度の改定の時と、全て確認したところは変わっていないという状況がありまして、県としても同じような基準でやっているという状況です。ただ、近隣全体的に確認できたわけではないのですが、この基準自体がそこまで変な基準ではなく、一般的に行政で用いている基準です。借地期間が20年、30年以上になると購入した場合の金額と借地料が逆転してしまうことがありますので、このような場合は購入を進めていくことに取り組んでいる自治体が非常に多いというような状況ではありました。全くこういうものに縛られずにやっている自治体もあるようですが、基準を持っているところは概ねこういう形でやっているという状況であります。

（会長）
今、事務局からの答弁でよろしいですか。

（委員）
なぜ固定資産課税標準額の６％なのかということを考えています。まず固定資産税で用いる価格は市場価格より低くなります。ただ、一定の基準として町が固定資産税を基準とした数字を使っていくことや、６％は不動産の利回りと比較した場合に適当といった事情もあるとは思いますが、地権者に説明する上での理由として、納得感を得られる理由を自分たちが持っていることが必要であります。そういったことから、国や県、他の市町村の基準はどうなのかとか、その部分の理解を深め、交渉していく必要があると思います。

（会長）
県などの資料を参考にしながら、次回の会議で基準の検討をお願いしたいと思います。

（事務局）
おっしゃるとおりです。やはり行政内部でなぜ固定資産課税標準額の６％なのかということに対して、県や他の市町村の比較の中での検討することは当然だと思います。この基準を作った当時の担当者からは、利回りについての検討があったことを聞いております。数十年借りた場合の借地料が購入した場合の金額を超えてしまうものに関しては、本来は購入が適切ですが、購入が難しい場合には、現在の基準が適切といった考え方があるというのは聞いてはいます。そのあたりの認識の統一というのが必要かなと感じました。

（会長）
私がいろいろと言ってはいけないのですが、議員経験のある方からすれば、今まで固定資産課税標準額の６％という基準があったにもかかわらず、資料の通り基準を大幅に逸脱したような価格で契約されていることをご指摘されてきたのだと思います。さまざまな事情があるにせよ、高額な契約をしてきたという経過がありますので、こ

の会議の中ではまずは皆さん方からのご意見をお聞きしながら、また町当局の意見、そして総合的に皆さんと議論を進めまとめて行きたいと思います。

（会長）
　他にご意見等がありましたらお願いします。

（委員）
　詳しい資料をいただきましてありがとうございます。一覧には借地の状況が詳しく記載されておりますが、全ての借地を基準で交渉して皆さんに納得いただきたいっていうことだけではなく、施設の移転や廃止などによる借地解消の検討もされているのでしょうか。まず必要性の精査から始めるべきだと思います。

（会長）
　おっしゃる通りです。私もそう思います。

（委員）
　行財政改革が進んでいるのか疑問があります。前の年のことを引き継いでやっているだけではいのかと思ってしまいます。どのように進めているのかお伺いしたいと思います。

（事務局）
　行政改革は日々進めていかなければいけないことだと思っておりまして、それは業務の改善もそうですし、職場の環境をどのように整えていくかもそうです、今回お願いをしているような公平性や平等性の観点から非常に課題があることをちゃんと見直しをしていくことも行政改革の一環だと思っています。
　そういう意味においては、この行政改革推進委員会というもの自体が非常に長く、開催できないまま、今に至って来た中で、また組織的にもそこまでの余裕がない中で、ようやくここでこういったことを棚卸して行政改革として見直していこうという動きが出てきているところだと思っています。
　この場においてのご検討や、答申をいただいた上で町として取り組んでいくことが、これからの行政改革の取り組みだと思っております。また、委員さんからのご意

見で町として施設が必要かどうかの議論は、ファシリティマネジメント推進会議で進めてきました。これまで至らない点があったわけですが、ようやくここでスタートできたといった状況でありまして、少しずつ変化を生み出そうと、努力しているところです。

（会長）
よろしいでしょうか。他にあればお願いします。

（委員）
特に２ページの方針カッコ３のところですが、移転や統廃合がなかなか難しい施設もあるのかなと思っています。例えば福祉関係ですと健康福祉センターやデイサービスセンターは新生病院との連携の中で一体的に整備されたもので、移転や統廃合が難しい、そのような中で交渉に応じてもらえないっていうこともあり得ると思います。そういったことに対してどのような方針を出していくか明確には言えないので、何か考えて行かなければならないと思います。
取り組み方針４の推進体制ですが、やはり前提として担当課で施設の用途や場所、全施設について10年20年後どうするのか、また継続して使うということを始めに議論しその議論を踏まえて明確にしておかないと、方針のカッコ１２３が生きてこないのではないかと思います。総合計画の策定が進められていますが、その中で施設の方針を出してして取り組んでいかないとなかなか進まないのかなと思いますし、各課でしっかり施設ごとの方向性を検討していく必要があると思います。

（会長）
おっしゃるとおりだと思います。私も読みながら感じていました。冒頭申し上げた通り、抽象的な表現でいいのか、もっと突っ込んでいった方がいいのか、どうしたらいいかと思っているところです。ありがとうございます。

（委員）
資料１を見ていますと、各課が直接交渉しているというわけですが、課によって認識レベルが違うのではないかと心配があります。今後、交渉専門の部署を設けて、同じ条件で全てに対応するということが必要じゃないかなと思います。一番やりたくな

い部署にはなってしましますが、各課の課長さんがオブザーバーの形で、専門部署、専門の人が同じ交渉の仕方で当たることで統一性がとれるので、その方がいいのではないかと思います。

（会長）
　企画財政課などが統括し各担当が交渉に行く、その際に企画財政課の職員も同行することで統一性が取れるのかと思います。私もご意見には賛成していることころです。

（委員）
　この案を見させていただき前回の議論されたことが入っていると思ったのですけれども、最終的に各課がこの方針に沿って各課の責任において交渉していく中に、各課の意思がどう働くのか、ファシリティマネジメント推進会議などを通じてしっかり進められるのか、方針に沿ってやっていこうっていうようなものになるのか不透明だと思いました。委員さんの交渉の窓口を作ることは良い案だと思いまして、10年というスパンを答申で設けていますが、その10年が長いので人事異動がある中でこの意思をどう繋げていくのかっていうところに、組み立ての不安があります。

（会長）
　総合計画との位置づけなどのご意見もありましたが、そういったことも踏まえていかがでしょうか。

（委員）
　借地料の縮小、適正化は重要です。この案では５年、10年、15年というスパンで考えていますが、担当者が変わっていく中で引継ぎがされていくのか。このスパンではこれまでと変わらないのではないかと思います。１、２年でこの土地は手放すっといった判断をしていく必要があると思います。例えば資料１の市場事業用地ですが、何もないこの更地に年間162万円もただただお金を払っているという現状です。固定資産税課税標準額が237万円の土地に対して162万円で大変高い金額です。この用地は必要ないのではないかと思います。すぐにでも手放して、本当に必要なときにまた交渉してお借りすればいいと思います。ふるさと交流館の用地も手放していいと思います。

町営テニスコートも年間340万円も支払いがあります。既に借地料だけで１億円以上かかっています。有休荒廃農地の活用などを考えて、１億円もあれば新しいものが整備できるのではないかと思います。

スピーディーな判断が必要で、この１、２年で手放すことや買い取ることを判断して適正な借地料にすべきだと思います。10年後に交渉に応じられなかった場合、20年後に移転、統廃合を検討するような方針となっていますが、それではスピードが遅すぎるのではないかと思います。

（会長）

ご意見よくわかります。付け加えさせていただくと、令和元年に借地の基準を定めて取り組んできたにもかかわらず、資料によると契約期間が令和元年以降に契約しているのがいくつかあり、契約更新がされたけど借地料がそのままになっているところが多いと思います。令和元年以降に契約しているものについては、町の基本方針に沿って対処したのかと問われたら、しっかりと回答できるのか疑問はあります。交渉が大変なことは十分承知の上で申し上げますが、一つの一つの問題を例に上げて話をしますが、市場用地に関しては保障的なものが借地料に入っているということですが、本当は移転補償や補助などで、その時に解決しておけばこういう問題は出てこなかったと思います。相手方との条件の話し合いがあったことも分かりますが、委員さんや皆さんのご意見は非常に私も全て同感であって、委員の総意としてどのような答申をしたらいいのか頭を悩ましています。

（事務局）

委員の皆さまがおっしゃられているとおりでありまして、第１回の会議の際に行き詰っていることをご説明させていただきました。そもそもの施設の在り方や統廃合、立地などの課題に借地の問題を併せて検討してきまして、交渉が難しい状況など個別の経過なども含めた一覧表は昨年度のうちに出来上がり共有しているところです諮問の際に率直にご説明させていただきました。端的に申し上げると、交渉で何ともならない借地は委員さんがおっしゃるように、移転をすることを前提にそれも進めて交渉する形ではないと、交渉を担当課がやっていてもこれ以上進まないので、答申のイメージとしては、交渉が無理なところは新たな用地を取得してやっていく。委員さんから立地の問題についてご意見をいただきまして、確かにその問題もあるのですが、そ

れ以上にこの状況にずっとお金をかけていくことが問題なのだということで、答申として用地取得や利便性を図った上での移転等について、おしゃっていただければ町として進めていけるのではという気持ちで始めさせていただきました。

（会長）
一つのよりどころになるような答申ということですね。

（委員）
答申内容についてはよくまとめられていると思います。取り組み方針としては、先ほど委員さんからご意見ありましたが、取り組みを進めていく中で早急にやらなければならないという課題があると思います。今まで10年、20年の累積を考えれば相当な金額が出ています。これは何としても早急に具体策に取り組んでいただきたいと思います。ただこの委員会で答申を出していきますが、議会の方でもこの問題を積極的に進めるべきだと思うのですが、議会はどのような動きをしているのでしょうか。

（会長）
私も監査委員をやっていました。だけども、なかなか進まないというのが現実でございます。

（委員）
誰が考えても一般的にこれが赤字だと思うのですが、議員が共通にそれを認識していただけないということなのでしょうか。

（委員）
最終的には行政がうんと言わなきゃ駄目なのです。議会で一生懸命に提案しても駄目だってことが多いのです。

（委員）
はい、わかります。でも議会が声を上げれば行政は動かざるを得ないってことがあると思うのですが、そういったところまで行かないのですか。

（委員）
議会の方で諦めてしまいます。

（会長）
他の問題もそうなのですけども町当局では検討しますっていう回答が、議会の一般質問では多いのです。検討しますは駄目ってことだよって議員さんによく言ったものなのですよ。
なかなか町当局で結論は出てこないので検討しますと回答しますが、いつ検討するのかということで同じ質問を議員さんから２度、３度とあるわけです。

（委員）
議会も全員一致で提案したところで、やっぱり実際にその行動する人が、行動をしてくれないと議会としては本当にじれったいのです。また同じ質問しなければいけないというのが現状ですかね。

（会長）
委員の皆さんからご意見をいただきました。事務局いかがでしょうか。

（事務局）
活発なご議論ありがとうございます。ご意見いただきましたことは執行部の方も十分認識して進めてきたわけですが、現場での交渉は難しい部分もございましてこのような現状となっております。交渉のやり方や担当課との認識の共有のご意見をいただきましたが、やはりそういった部分がまだまだ十分じゃなかったと思います。
なかなか前に進まない状況に対し、会議の中で有識者の皆さんからご意見をいただき、また答申の中でもメッセージをいただきまして、あらためて交渉の体制など実務的なことも含め、検討を進めていかなければと思っています。そして、またスピード感についても、全職員、担当課が認識を共有し進めて行きます。
今回の答申は非常に推進力になるものだと思っております。その答申書の書きぶりにはいろいろとご議論があるかと思いますが、そこへのメッセージとしては、今のままでは良くない、改善していくべき、またスピード感を持ってというようなことを、ご提示いただき、それを踏まえて、改めまして執行部の方としましても、今後のやり

方を十分検討して進めていきたいと思っております。そういった意味においてはこの答申は重く、私はそう考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

（会長）
　他にいかがでしょうか。

（事務局）
　ご議論いただきましてありがとうございます。スピード感を持って進めること。その認識はそれぞれ職員、各課で持って取り組んでいました。実際に私自身も交渉をしたこともあります。相対して実際にお話をしたときに、そこを借りできなくなってしまったときに現場で困ってしまうといった気持ちを持ちながら交渉を進め、少しずつのお願いになってしまい、交渉の結果が出ないといったことがありました。
　スピード感を持つと激変が生じ、相手に納得いただけるか、交渉のバランスが難しいと感じています。委員さんからのお話をお聞きし、相手方が納得できる根拠を持って丁寧に説明することが必要だと思いました。またスピード感の出し方はお話をうかがっていた中でどこまで出していけるのか悩んでいるところです。

（会長）
　指名をさせていただき、皆さんからご意見をいただきました。ここからは自由にご意見をお聞かせ願えればと思います。

（委員）
　他の委員のご意見をお聞きして、まず施設そのものが必要なのか、またいつまで必要なのか、恒久的に必要なのか、その必要性を全部評価した上で、検討していかないと借地料だけ下げるという議論は本末転倒になってしまわないかと思います。町としての考え方を持っていることは、交渉にあたる方も進めやすいと思います。

（会長）
　私も市庭用地は売った方がいいと思っているところで、一つ一つ議論していくことも必要かと思います。

（委員）

市庭用地は複雑な要素がありまして、貸していただいている方にすれば、いろんな約束もありまして交渉は難しいと思います。他の用地にもそれぞれその複雑な要素がありまして、借地料に至った経過を見ながら、どこまで可能なのか探っていくしかないと思います。例えば資料の２ページの16番のふるさと交流センターは確か買ってほしいと要望をいただいた気がするのですよね。大きな方向性としては５年10年でお返ししない用地は購入が前提で進めていく必要があるのかと思います。なかなかその借地料を自分の生活費に充てている方にしてみると、減らされるっていうのは非常にきついものがあると思います。

（委員）

最初の会議で、この課題に対して施設一つ一つのことはやりませんということで始まったと思います。ただそれが役場組織の中でできるものなのか、よくわからなくて今のようなご意見をどう検討していけばよいのでしょか。

（事務局）

委員さんがおっしゃられたような検討ですが、日頃の修繕や、これからどの位お金がかかっていくのか、施設の利用状況や見通しなど、そういったものを全て勘案して残すもの残さないものを整理し、優先順位付けしたものが一覧表にはなっております。庁内の議論はそういった整理の中で同時に借地料の議論をしております。

このようなお話をしていきますと、学校や保育園、福祉施設など、行政運営上で必要な施設はなくせないといったことで整理がつくのですが、例えばフラワーセンターやフローラルガーデンは、花のまちづくりを進めてきた拠点施設です。花のまちづくりをどうしていくのか、内部では施設に限らず事業としての議論もあります。このような大きな話になりますと、委員さんがおっしゃる通りでありまして、このレベルの方向性は決め切れていません。委員さんがおっしゃられた、ふるさと交流センターのような施設は、場所も他のところでも問題はないですし、土地を買い取ることも、どちらも可能だと考えています。この場所は駐車場や消防団の詰所もありますが、切り分けて考えていくことで結論は出せると思います。

議論を進める中で、施設は絶対に残す、その場所でなくてはならない、土地の買い取りはできないとなれば、借地を続けるしかなく交渉を続けていくしかないといった

結論になり、職員が頑張ってやっていくだけですが、それだとなかなか難しく、他の選択肢を出したいといったことが、検討を進めていく中で出ております。

（委員）
　他の選択肢というのは、買い取りのことですか。

（事務局）
　固定資産課税標準額６％の基準額での交渉ですが、実際には現場ではそこまでの話にいく前に突っぱねられてしまうのです。極端な言い方をすれば１円でも下げませんということで、それで終わってしまって基準額の説明をする機会すらなかなかった、そういった交渉の結果もあるようです。そういったところに関しては、移転を選択に入れて何年以内に応じていただけないのであれば移転を考えていく、そのぐらいまで話ができないと、交渉に応じていただけないと思っています。

（委員）
　貸主の気持ちになれば、急に減額となれば感情的に突っぱねると思います。職員さんの方では交渉が不可能と思われる方は既に把握してらっしゃるのですね。それでしたら移転など、そういうことをしていくしかないと思います。いつまでたってもこれは解決できませんし、スピード感ということであれば、担当者だけの交渉では難しいと思います。委員さんがおっしゃられた専門部署やプロジェクトみたいなものを立ち上げて、交渉部隊を作ってやっていただければと思います。

（会長）
　借地の相手方には、個人や組合などがあります。組合などは交渉がしやすいと思いますが、個人の方は生活との兼ね合いがありますのでどうでしょうか。

※会長から施設ごとの見解や所感と意見交換

　交渉が難しいところがありますので、職員の皆さん気持ちを考えると、そういった方向性に持っていくのはどうかと思いますし、でも公平性という観点からすれば問題

です。また交渉に応じていただける方といただけない方でも、公平性の問題がでます。

（委員）

資料の２ページに書いてある方針は、５年以内に半額、10年以内に基準相当額まで縮小することを前提として全庁的に見直しを行うと、明確に方針を出しています。いろいろな心配はありますが、まずは行革の答申を出し、町民の声として動いていただくということが必要であって、この段階で個別の事案についてまで検討はできないと思います。改めてこういったしっかりとした答申を出して、それに基づいて動いていただく、その動きの中で個別事案の課題として、納得いただける方、いただけない方が出てくることはやむを得ないと思います。それでも、まずは動いていただくための答申を出すべきだと私は思います。

（委員）

そもそも公共施設が借地の上にあること自体が問題で、借地はもう全てお返しする。そういった前提で交渉にあたっていただく。それが交渉材料になると思います。少しでも安くしてくださいといった交渉は難しいと思います。

（会長）

委員さんの考え方をお聞きして、自分が誤っていたと思いました。そういったスタンスでいくなら全面的に良いと思いました。委員さんのスピード感のご意見をお聞きし両立が難しいと考えてしまいます。

（事務局）

皆さんからご意見をいただきまして、現状と照らし合わせて考えますと、１年で現状を変えていくことはかなり厳しいと思っています。方針を作り令和元年から取り組んでいる中でなかなか変わっていかない状況に対し、前回の会議で非常にありがたくそうだなと感じたのは、委員さんからいただいた５年10年の時間軸を導入する視点です。これまでの交渉では考えていなかったことで、何とかしなければと思い毎年取り組んできました。５年10年の中で激変緩和も踏まえながら先を見据えた交渉をするイ

メージが役場内に無かったので、このようなご提言をいただけたことは一歩踏み出せそうだなと思いました。

私が答申案の中に足りていないと思っていることは、委員さんからあった施設の必要性についてです。内部で大まかなイメージは徐々に共有化されつつあると思っていて、問題は一覧表上ではいくらでも書けるのですが、最終的な判断にまで至ってないというか、ボトムアップで話はしているけど結局それが土地をお返しするといったところまで、最終決定できないまま続いてきていることが、非常に大きな課題かなと思っています。交渉は10年先を見据えてやっていくのですが、施設の方針は１年２年以内にまちづくりの方針として決めていくことは必要だと感じました。

（委員）

松村駐車場は駐車料収入があり、また観光に訪れた人たちは町内でお金を使っていただけ経済効果があります。福祉施設であれば健康づくりにより医療費の削減につながるなど、施設ごとに効果がありますので、そういったことも念頭に置いた議論が必要です。

（会長）

町営テニスコートは、諮問いただいている使用料の課題との関係も出てきます。費用対効果や経済効果もありますが、全体としての答申はよくできていると思うのですけども、委員の皆さんの方で個々の文章の表現やここはと思うことがありましたら、事務局の方へお寄せいただきたいと思います。

（委員）

企業でも省力化などを進めていく中では、誰が何をするかまで切羽詰まった計画を立てないと進んで行きません。計画を立てて専門人員を養成して先に進めていくことが企業の改革では必要ですが、行政としてはどうか分かりませんけれども最終的には設定した計画に到達するために積み重ねが重要です。

（事務局）

持ち帰って議論したいと思います。若干の修正は必要かなと認識しておりまして、私なりに整理しますと借地料の基準の根拠っていうものがこの中で当たり前のように

書かれていますので、基準の記述を追加して、また、なぜ固定資産課税標準額の６％なのかっていうことを再度確認し文書としても入れ込んだ方がいいのではないかと思っております。さらに、施設ごとの方針というものをなるべく早急に検討しその上で交渉をすべきというような方向性も委員の皆さんからいただきましたので、その点も借地料の問題だけじゃなく、前段の施設全体に対する方針も必要なのかなと感じました。委員さんからの推進体制の部分に関してはできるかどうかっていうところは役場側での検討も必要ですが、全体をマネジメントする推進体制っていうのを明確にすべきというようなこともご意見として大きかったのではないかと思っております。最後に、委員さんからの本来は借地自体を解消すべきものなのだというような意識や考え方を文言として入れるかどうかっていうところは、また揉んでいただきたいと思いますが、そういった意識や考え方の上で適正化を図るといった答申の方がいいのではないかと私は思いました。

（会長）
　答申のケジュールですが、来年度予算編成までにと目安があるのですがどうでしょうか。

（委員）
　この答申案によって、職員の皆さんが動きやすくなる。ちょっときつい答申を出した方が職員の皆さんが動きやすいのではないかなと思っています。

（委員）
　委員さんから借地料が生活に関わってくるという話でしたが、借地料で生活をしている状態はいいことではないと思いますし、これまでも基準以上に支払いがあって、それを充てにされることがどうかと思いますので、答申では触れなくてもいいと思います。

（会長）
　委員さんのご意見はそこまで含んだものではないと思います。

（委員）

答申ではそこまで触れなくていいと思います。

（委員）
生活者視点の借地料ですが、基準の中で考えていき、それでも困窮してしまうのであれば福祉的な対応として考え、この問題は望んでいただきたいと思います。

（会長）
会議事項カッコ１の公共施設の借地料については、ここまでとしますがよろしいでしょうか。

※異議なし

（会長）
会議事項カッコ２の次会日程について、事務局からお願いします。

（事務局）
答申を精査しまして答申案をお送りします。また答申の修正などのご意見のシートもお送りしますのでお願いします。また日程については調整をさせていただきたいと思います。

（会長）
概ねの時期はいつ頃になりそうですか。

（事務局）
６月末から１カ月に１回開催させていただいておりますので、１カ月から１カ月半後ぐらいの開催と思っております。

（会長）
日程についてご意見はありますか。

※異議なし

（会長）

その他について事務局から何かありますか。

（事務局）

その他は特にありません。

（会長）

以上をもちまして行政改革推進委員会を閉じます。ご苦労さまでした。ありがとうございました。